

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会6月総会

日 時 令和2年6月26日(金)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階大ホール

日 程

- | | | |
|-----|--------|--------------------------------|
| 第1 | 指定第5号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第6号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第5号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第4 | 議案第12号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第5 | 議案第13号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第6 | 議案第14号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第7 | 議案第15号 | 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 第8 | 議案第16号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |
| 第9 | 報告第6号 | 四万十町農業委員会活動報告について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 欠席 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊藤 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 猪野 啓一 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 3番 廣井 栄治 6番 下元 誠一郎 26番 甲把 雄

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本 拓矢・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会6月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、林会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。報告をさせていただきます。先日、農業公社の評議委員会がありまして、令和2年3月末現在の集積率が県から出まして、ちなみに去年が32.4%。今年は、少し落ちまして32.1%ということで、この原因は何だろうと話が出まして、やはり高齢化で農地をどうしても作ることができない、集積をしても無理だというような事で、解除したりなどあって、少し集積率がダウンしたと。もう一つは、平場のいい所は集積がだいたい終わっている。県下としても伸び悩みをしている状況です。県内で一番集積率が高いのは、安芸市で57.3%、芸西村で56.9%が1位、2位のところで、ちなみに四万十町はこのデータでは40.9%ということです。去年は40.5%で今回40.9%ということです。状況としては、こんなことで厳しい状況ですが、今皆さんにもご足労おかけしています、人・農地プランの実質化で地域を回っていますが、その中でどうやって集積を伸ばしていけるような手だてができるのかという話も出ました。それから、第1回高知県産業振興計画のフォローアップ委員会がありまして、今回の6月の議会で200億円の補正をコロナ対策について出すということで、総額高知県としても512億円のコロナ対策の費用が出ているようです。昨日、常設審議委員会がありまして、会の中で収入激変の事業が対象にならないと思っていたのが、意外に対象になると聞きまして、農協なりに相談しながらやってみたら、ひょっとしたら対象になって、もらえるのではないかと昨日話をしていた。ぜひ、検討してみてもはと思った事でした。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号17番 中原英昭委員にお願いします。

17番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございました。ご着席ください。
本日の会議に、3番 廣井栄治委員、6番 下元誠一郎委員、26番 甲把雄委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第5号「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会6月総会の会期は、令和2年6月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第6号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に18番、宮脇眞弓委員と、29番、石田芳秋委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第5号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第3 報告第5号 四万十町非農地証明発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告します。議案書は、3ページをご覧ください。今月は全部で3件です。1番2番は、申請人は違いますが、申請地が隣なので併せてご説明いたします。添付資料は、1ページから3ページです。番号1番、宮内字宮多田12番、地目、畑、面積、42㎡。2番、宮内字宮多田11番、地目、田、面積、89㎡です。申請地は、50年以上前より耕作放棄地となり、現在は原野となっております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地であると認め、令和2年5月14日、非農地証明書を発行しております。続きまして、番号3番、添付資料は、4ページから5ページです。魚ノ川字官ノ屋式419番2、地目、畑、面積、118㎡です。申請地は、昭和30年頃より耕作しておらず、当時より倉庫が建築されております。担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ、人為的に転用した土地で、既に20年以上経過している土地と認め、令和2年5月29日、非農地証明書を発行しております。以上です。

議長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第5号は終わります。

議長 続いて、日程第4 議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第12号 番号4番は、議席番号22番、西井健夫委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から3番の審議、採決を行い、その後22番、西井健夫委員に退席をし

ていただき番号4番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から3番をご説明いたします。議案書は、4ページです。窪川地域が4件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については、議案書のとおりです。申請地の位置等は、添付資料の6ページから9ページをご覧ください。

番号1番、土地の所在地、下呉地字ヌタヤシキ790番、地目、田、面積、625㎡です。以下2筆あり、合計3筆で面積4,245㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、経営規模縮小です。譲受人の耕作面積は、8,015㎡です。下限面積は達成しております。

続きまして番号2番、土地の所在地、与津地字幸地1505番、地目、田、面積、1,785㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、本人希望です。譲受人の耕作面積は、31,386㎡です。下限面積は達成しております。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号3番、土地の所在地、見付字カヤノ木710番1、地目、畑、面積、245㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、本人の要望、譲渡理由は、相手方の要望です。譲受人の耕作面積13,198㎡です。下限面積は達成しております。申請地では、野菜を栽培する計画となっております。

議長 議案第12号 番号1番から3番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番から 28番 大西博之委員。

28番 現況は、田んぼであることを確認しました。譲渡人は高齢のため、また後継者がいないため、譲受人は3反以上の農地を持っておりますが、今は支援センターに出しています。譲受人は、主に林業とスタンド経営をしておりますが、今年新型コロナウイルスの影響で売り上げが落ち込んで、従業員の雇用の確保もしたいと、取得した農地では、施設園芸でミョウガとトマトを栽培したいということでした。取得する周辺農地に悪影響を与えないことを確認しています。以上で特に問題ないと思います。

議長 それでは、番号2番。9番 太田祥一委員。

9番 番号2番について、譲受人から確認をしております。現況は田であることを確認しております。譲受人は、農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しております。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲受人は親子で、生姜、水稻を大規模に栽培している専業農家でありまして、地域の担い手でもあります。譲渡人とは、昔より深い縁があるようで、今回は、譲渡人が非農家となっていることから、売買に至ったようです。以上の結果、番号2番の所有権移転の案件は問題ないと判断しました。

議長 それでは、番号 3 番。20 番 中城康子委員。

20 番 6月21日に譲受人と面接して現地を確認しました。畑であることを確認しています。譲受人は、現在高知市に在住ですが、農作業をするためにずっと帰って来ているようです。周辺の農地も本人の物で特に問題ないと思います。畑として耕作するそうです。以上です。

議長 議案第 12 号 番号 1 番から 3 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 12 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」、番号 1 番から 3 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 12 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」、番号 1 番から 3 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 4 番の審議を行いますので、22 番 西井健夫委員は、退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 4 番、土地の所在地、藤ノ川字森ノ山 259 番、地目、田、面積、505 m²です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は本人希望となっております。譲受人の耕作面積は、7,726 m²です。下限面積は達成しております。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

議長 議案第 12 号 番号 4 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 4 番。9 番 太田祥一委員。

9 番 番号 4 番について、譲渡人、譲受人から確認しています。現況は田であることを確認しております。添付資料の 9 ページを見ていただきたいのですが、ここでは 1 筆になっておりますが、現況は 2 筆になっておりました。今年の冬頃に 2 筆を 1 筆にし、隣にある譲受人の小さい田があると思いますが、これを 1 つにしたいということで、集落営農でも田植えをしてもなかなか植えにくいという状況もありまして、今回話が出たそ

うです。譲受人は、農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しております。取得する周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人の実家のすぐ側にある農地で、両親が元気なうちは耕作しておりましたが、他界をしましたので譲渡人が一時的に耕作しておりましたが、なかなか大変ということで、譲受人の家の裏ということもあり、今回売買になったようです。譲受人は、地元の法人組織の専属オペレーターをしている地域の担い手でもあります。以上の結果、番 4 番の所有権移転は問題ないと判断します。

議長 議案第 12 号 番号 4 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 12 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 4 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 12 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 4 番は原案のとおり可決されました。

22 番 西井健夫委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

西井健夫委員、番号 4 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 13 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 7 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は、6 ページからになります。今月提出の案件は 8 件で窪川地域 3 件、西部地域 5 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 をご説明いたします。添付資料は、11 ページから 13 ページです。土地の所在地、本堂字福田 1198 番、地目、田、面積、1,203 m²、以下 4 筆あり、合計 5 筆、面積 7,275 m²です。設定は新規です。期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6

月 30 日までの 5 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 2 番、番号 3 番は利用権の設定を受ける者が中間管理機構ですので、まとめてご説明させていただきます。添付資料は、14 ページから 21 ページです。番号 2、土地の所在地、口神ノ川字壱町切 1688 番、地目、田、面積 2,556 m²、以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 3,890 m²です。設定は新規です。

番号 3 番、土地の所在地、宮内字弓場ノ元 1976 番、地目、田、面積、3,011 m²、以下 5 筆あり、合計 6 筆、面積 15,955 m²です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 4 番、土地の所在地、古城字久保田 204 番 1、地目、畑、面積、2,476 m²です。以下 5 筆あり、合計で 6 筆、面積が 5,169 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年になります。作物は、柚子と水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 5 番、土地の所在地、久保川字北平 770 番、地目、田、面積、660 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 6 ヶ月になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権の設定です。

続きまして、番号 6 番、土地の所在地、木屋ケ内字門田 123 番 1、地目、田、面積、1,058 m²です。以下 4 筆あり、合計で 5 筆、面積が 5,070 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 5 年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号 7 番ですが、番号 7 番から番号 8 番まで利用権の設定を受けるものが同じ人になりますので、まとめて説明させていただきます。なお、利用権の設定をするものも同じ人ですが、番号 8 番については、登記名義人が別となっているため番号を分けております。番号 7 番、土地の所在地、芳川字堺谷 528 番、地目、田、面積、259 m²です。番号 8 番、土地の所在地、芳川字ソリ 517 番、地目、田、面積、815 m²です。以下 3 筆あり、合計で 4 筆、面積が 4,691 m²です。設定は、全て新規の設定になります。期間は、どれも令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 3 年になります。作物は、生姜と水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権の設定です。西部からは以上です。

議長 議案第 13 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 1 番から。31 番 猪野啓一委員。

31 番 番号 1 番について、借受人から話を聞いて来ました。借受人は、経験豊富な地域のリーダーでもあります。今回新規の設定ではありますが、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 番号2番3番は、後の配分計画案で出てきますので、番号4番、15番 吉良榮委員。

15番 番号4について、借受人から確認しました。新規の設定です。農地は田と柚子畑です。借受人はこの春定年退職し、2年前より田んぼの植え付けから収穫までを行っています。貸付人は、高齢に伴い体調不良、農業後継者もいません。借受人は、実家にも借受人名義の柚子畑、田があります。利用権設定を機に規模を拡大し、農業をすることを決めたようです。栽培する作物も同じものを引き継ぐため、周りに影響はありません。番号4番は問題ないと判断しました。

議長 番号5番、35番 山崎力委員。

35番 先日双方に話を聞いて来ました。貸付人は今年で辞めようかと考えていた所、借受人から苗が余ったからと相談を受け、今回利用権設定をすることになったそうです。

議長 番号6番、39番 梶原美智委員。

39番 借受人から話を聞いて来ました。以前から耕作しており今回更新であります。150日以上農作業に従事しており問題ないと思います。

議長 番号7番、8番を一緒に。16番 竹内純委員。

16番 借受人から電話にて確認しました。現地も確認しました。すでに生姜の植え付けをしております、借受人は、認定農業者であり、期間は、3年ではありますが、周辺農地へも悪影響を与えないと考えます。借受人は、地元の農家ではありませんが、上流で生姜を作付けしています。7番、8番は年間150日以上農作業をしております特に問題ないと判断しました。

議長 補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第13号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 13 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 14 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 14 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙の農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。議案書は、9 ページから 10 ページとなります。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は、38 ページから 43 ページをご覧ください。

番号 1、土地の所在地、口神ノ川字壱町切 1688 番、地目、田、面積、2,556 m²、以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 3,890 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 12 年 6 月 30 日まで。受け手は、認定農業者です。水稻を栽培する計画です。

番号 2、土地の所在地、宮内字弓場ノ元 1976 番、地目、田、面積、3,011 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積 10,233 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 12 年 6 月 30 日まで。水稻を栽培する計画です。

番号 3、土地の所在地、宮内字彼岸田 1990 番、地目、田、面積、2,743 m²、以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 5,722 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 12 年 6 月 30 日まで。水稻を栽培する計画です。以上 3 件です。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。24 番 市川絢子委員。

24 番 設定を受ける方ですが、以前施設を皆さんで見学しに行きました、大掛かりな設備を揃えてやっています。この件につきまして、廣井委員さんから問題はないのでそれを伝えてほしいと伝言を受けています。以上です。

議長 それでは、番号 2 番。 2 番 掛水誠幸委員。

2 番 借受人から 23 日に確認してきました。150 日以上農作業に従事しています。周辺農地への影響はありません。作っていただけることで、去年まで周辺農地に非常に迷惑がかかっていましたが、今年からは良くなっております。集積計画のとおりで特に問題ないと思います。3 番も同じです。貸出人が今年から農業を廃業しました。借受人は、5 町 5 反くらいやと思いますが、3 町あまりを中間管理機構を通じての借受をしており、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 補足説明が終わりました。議案第 14 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 14 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって議案第 14 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。
ここで小休いたします。

議長 小休前に引き続き会議を始めます。
日程第 7 議案第 15 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 15 号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」説明します。添付資料の 44 ページからとなります。

「1 農業委員会の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)」についてですが、こちらの方はセンサス等の数字、農業委員会の体制等の数字となりますので、説明は省略させていただきます。

次に 4 5 ページ「2 担い手への農地の利用集積・集約化」に移ります。

1、現状及び課題の項目についてですが、この後の各題目ごとに記載していますが、それぞれ前回計画の段階で上げていた数字になりますので、以降こちらの説明も省略させていただきますので、ご確認をお願いします。

2、令和元年度の目標及び実績ですが、集積目標 1,082ha に対して集積実績が 1,042ha、うち新規実績が 8ha、達成状況は 96%となっております。

3、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画はご覧のとおり、各種相談会、イベントに参加、認定農業者フォローアップの際にヒアリング等を行い、利用集積拡大を促すとしています。活動実績は、計画どおり各種相談会、イベントに参加でき、認定農業者フォローアップの際にヒアリング時の集積拡大の検討を合計 3 9 回実施しております。

4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、新規就農、認定農業者には集積について広報・説明等実施したが、増加にはつながらなかった。活動に対する評価は、計画どおり実施できたとなっております。

続いて46ページ「3新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。

1の現状及び課題は省略します。

2、令和元年度の目標及び実績としまして、参入目標5経営体に対して参入実績4経営体、達成状況は80%です。参入目標面積1.5haに対して参入実績が1.1ha達成状況は73%です。

3、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は、4月から3月町、担い手育成センター、普及所、JAとの連携により、新規参入者の確保を図る。活動実績は、ご覧のとおり「就農相談会」、「市町村合同就農相談会」、「高知暮らしフェア」等、各種イベント等に参加し、目標達成に向けて取り組みを行いました。

4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、参入実績は、経営体数、面積ともに目標達成できなかった。活動に対する評価は、就農相談会によって、新規就農者のニーズの把握につながったとなっております。

続いて47ページ「4遊休農地に関する措置に関する評価」に移ります。

1の現状及び課題は省略します。

2、令和元年度の目標及び実績ですが、解消目標は1.0ha、解消実績は0.64ha、達成状況は64%となっております。

3、2の目標の達成に向けた活動は、活動計画の農地の利用状況調査ですが、調査員数39人、調査実施時期は7月から8月で調査結果とりまとめ時期は9月から12月、調査方法は書かれている方法となっております。

農地利用意向調査、調査実施時期11月から1月、調査結果とりまとめ時期11月から2月としています。

次に、活動実績ですが、いずれも計画通りの実施ができています。今回意向調査の対象となった土地は第32条第1項第1号の欄ですが、5筆0.4haとなっております。

4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、解消に向け助言等を行ったが、条件不利地でもあり目標の達成には至らなかった。解消可能な農地は引き続き対応をする。

活動に対する評価は、利用状況調査、意向調査とも予定どおり実施できたとなっております。

続いて48ページ「5違反転用への適正な対応」に移ります。

こちら違反転用もなく、実績ゼロとなっております。今後も、継続して農地パトロール等の見回りを行うことは必要と考えます。

続いて、49ページ「6農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」に移ります。

1、農地法第3条に基づく許可事務は、1年間の処理件数43件うち許可43件で不許可はありませんでした。以下の項目につきましては例年と変わりなく実施しておりますので説明は省略します。

2、農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）ですが、1年間の処理件数20件で、こちらも事務等の部分については例年通り実行されております。特に変更はしていませんので説明は省略します。

続いて50ページ。3、農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内4つの

農地所有適格法人から報告をいただいております。

4、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供は、調査対象賃貸借件数 75 件、公表時期令和元年 12 月、情報の提供方法は HP で公表しております。

農地の権利移動等の状況把握ですが、調査対象権利移動等件数 329 件、取りまとめ時期が令和 2 年 3 月、情報の提供方法は HP で公表します。

農地台帳の整備、整備対象農地面積は 3,230ha でデータ更新はここに書かれているようなことをその都度更新しております。

続いて 51 ページ「7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は該当がありませんので省略させていただきます。

続いて「8 事務の実施状況の公表等」に移ります。

1、総会等の議事録の公表は HP にて公表しております。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。

3、活動計画の点検・評価の公表ですが HP に公表しています。

こちらの点検・評価の方ですが総会で承認を受けたら、今月中にはこの内容も HP の方で公表するように準備しております。以上で説明を終わります。

議長 議案第 15 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 15 号について質疑を許します。質疑、意見はありません。

議長 9 番、太田祥一委員。

9 番 45 ページの集積率で、会長が冒頭で言った 40.9%とここに出ている 40.3%の違いは何ですか。

事務局 先ほど、会長が申された 40.9%というのが、令和 2 年 3 月末ということで、今回のとは時期が違っていますので、集計に差が出ています。

議長 17 番、中原英昭委員。

17 番 45 ページの目標に対する評価ですけど、増加に繋がらなかったと書いてありますけど、これはどこの数字、96%の所を見て 100%以上になってないからなのか、40.3%が去年の数字と比べて増えてないからなのか、どういうことですか。

事務局 1 番の現状及び課題の時に、1,032ha 集積されています。この年度の集積目標が 50ha。2 番の目標及び実績の 1 に 1,032 足す 50 で 1,082 ということで、そろえていたけど、実際は 8ha しか増やせていなくて、それに対しての評価ということになります。

議長 町の計画とリンクしていますので、うちだけが計画を立てるというわけではなく、

町の計画が立って、それに基づいて出ているので、それなりの目標が必要だと思います。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 15 号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 15 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 16 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 16 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」説明いたします。添付資料の 52 ページからとなります。

「1 農業委員会の状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)」から説明させていただきます。

こちらの数値ですが、担当の農林水産課に確認し、四万十町の基本構想にあった数値等、農林業センサス等の数値ですので、令和 2 年 4 月 1 日現在のものとなっています。

次に 53 ページ、「2 担い手への農地の利用集積・集約化」に移ります。

1、現状及び課題についてですが、令和 2 年 4 月現在の現状は、管内の農地面積 2,540ha、これまでの集積面積 1,042ha、集積率は 41.0%となっております。管内の農地面積が若干変わった関係で、集積率も少し変動しています。課題につきましては、新規就農者・認定農業者等へのヒアリングを実施し、営農状況、農地利用の拡大等の意向を把握する必要があるとしております。

2、令和 2 年度の目標及び活動計画についてですが、目標、集積面積は 1,092ha、うち新規集積面積は 50ha、目標設定の考え方は基本構想アクションプログラムの実現化目標により設定とします。活動計画は 8 月、1 月に JA で新規就農相談会、4 月から 3 月に認定農業者フォローアップの際にヒアリングを実施し、利用集積拡大を促す。機構集積協力金の周知活動を強化実施し、農地中間管理事業の利用を促す、として目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続いて、「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。

1、現状及び課題についてですが、新規参入の状況は、平成 29 年度から令和元年度の状況は、このような状況となっています。課題としまして、農家の高齢化による後継者不足の解消を図るため、新規参入者等の担い手の確保は重要であるが、新規参入者の為の農地確保や、地域の受け入れ環境等に課題が残る、としております。

2、令和 2 年度の目標及び活動計画についてですが、参入目標数は 5 経営体、参入目標面積は 1.5ha となっております。活動計画としまして町、担い手育成センター、普及所、JA との連携、また各種イベント等へ参加し新規参入者の確保を図る、としております。

続いて 5 4 ページ「4 遊休農地に関する措置」に移ります。

1、現状及び課題についてですが、現状、管内の農地面積 2,543ha、これは先ほどの 2,540ha に遊休農地 3ha を足したものとなります。遊休農地は 3ha、割合は 0.12% となっております。課題としまして、少子・高齢化による後継者不足や、不在地主の増加等により、中山間地等の条件不利地では、遊休化する農地の増加が考えられる、としております。

2、令和 2 年度の目標及び活動計画についてですが、目標、遊休農地の解消面積ですが今年度は 1ha とさせて頂きました。目標設定の考え方としまして、昨年度の実績及び農林水産課と協議し、目標値を設定しております。活動計画の、農地の利用状況調査は、調査員数 39 人、調査時期 7 月から 8 月、調査結果取りまとめ時期 9 月から 12 月、調査方法は昨年までと同じ方法です。農地の利用意向調査の時期も昨年と同じ時期に計画しています。

続いて「5 違反転用への適正な対応」に移ります。

1、現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積 2,540ha、違反転用は 0 ということなので、現在のところ違反転用は見受けられませんが、引き続き監視活動が必要としております。令和元年度の活動計画としまして、農地パトロールの実施、農業委員会だより等の広報でも周知を図るということで活動計画としております。以上で説明を終わります。

議長 議案第 16 号について事務局の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 はい、2 番 掛水誠幸委員。

2 番 53 ページの担い手の農地利用集積の現状が去年から 20ha 減っているのですが、この数字はどういうことですか。

事務局 1 年間で色々な農地の異動がありまして、非農地であるとか転用で広さが変わったとかで色々な状況があります。農地台帳システムで管理して集計を取っており、そこで年々変わってきます。あと、52 ページの 1 の真ん中の表に耕地面積とありますが、※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入とありますが、作付面積の統計は、農林水産課で確認してもらっているのですが、それで数字を出しています。毎年色々な理由で面積は変動します。

2 番 この 20ha の中には、さっきあった報告第 5 号の非農地証明があったけど、それも入っていると理解していいのですか。

事務局 それも含まれています。

議長 他に何かありませんか。

22 番 今現在四万十町でも耕作放棄地がたくさんあります。農地パトロールをしたら分かると思いますが、今後休まらずに耕作するような形をとっていかないと、田んぼ 1 年休ますと草がたくさん生えて大変になります。そこら辺をどう考えているのか。

議長 この後で、利用状況調査の説明があります。そこで担当エリアの農地を調査していただく話をするのですが、そこで今言った農地を、地主の方に今後どうするのかと問うていくこととなります。その時に、中間管理機構に貸しますの所に丸をするのか、そこで丸をしたら中間管理機構に繋がっていくことになると思います。農家の意向が一番大事になってきます。利用権設定してなかったら、そこにつきるのではないかなと思います。

事務局 中間管理機構を利用して耕作者を探してもらおうとか、中間管理機構が借りるのは、なかなか厳しい条件の中で大半が借りれないと返事が返ってきます。今、人・農地プランの座談会で集落を回り始めています。当然、集落内でそういう問題の農地なんかも座談会で確認できています。そこも人・農地プランがいいタイミングでありますので、将来、誰がどういう風に守っていくのかと出来れば、機構に頼らなくても解決策があるのではないかと思います。

22 番 中間管理機構が耕作するわけではないですよ。

事務局 そうです。

22 番 地元の人が耕作するんですよ。

事務局 そうです。

22 番 地元の者が作れなくなったら、元も子もないですよ。

議長 中間管理機構の仕組みは、借りたい人が先に手を挙げます。借り手のリストが出来て繋がっていくのが本来の仕組みです。出来レースをしています。今の状況を見ますと四万十町もまだ借りたいという人、借りたい面積の方が上回っているのです。貸したい面積よりも。そういう意味では、もっと貸したいという農地が出てき

てもいいと思います。地元に関わらず、I ターンやどこかからきて農地を耕作したいとなれば、中間管理機構はマッチングする手だてはありますので、簡単にマッチングできるとは思いませんが、そういう所も期待しながらということになります。

22 番 私は、宮内ですが、1 町 5 反の農地を持っていてが農家を廃業した人がいるわけですが、誰かが廃業したら誰かが作るとなっているので、この 1 町 5 反も 2 人で分け合って作っているわけです。だから、宮内の方は比較的耕作放棄地が少ない。他を見ると耕作放棄地が増えている。中間管理機構も作れない所は手放すので、矛盾している所はある。

15 番 生姜を作って病気が出た後は何を作ったらいいですか。

22 番 米かニンニク、大豆でしょうか。

38 番 ここら辺でも、遊ばしている農地があるけど、5 年の利用権設定をして、2 年目で生姜の病気がきた、借主は 5 年分の賃料を払うからと放置していることが多いと思う。

16 番 関連して、自分の担当の地区でも利用権設定をして生姜を作っていて病気になって草が生えている所があります。利用権設定をする時に、管理をする事を書類上で位置付けて書類上でやればいいのか。

議長 例えば、5 年間で 2 年間は作ったけど、3 年間は作っていないとなった時に、利用権設定の契約をしている場合には、耕作をしていく契約をしているので農業委員会としても指導できるということです。

38 番 5 年間借りていても病気が来たら合意解約をしてもらおうと条件を付けている人もいるが、貸す人にとっては 1 年 2 年で病気がきてすぐに返されても、貸し手は農業ができない人たちなのだから放棄されたら結局遊休農地になってしまう。

議長 今回、7 月 8 月で利用状況調査をしてもらおうのですが、この後に町長に対する意見の提出の部会もするように段取りをしてもらっています。その意見の提出の中に今の現状として盛り込めるとお思いますので、しっかりと現状を知ることが大事で、それを把握した上で意見の提出なりを挙げて行きたいなとおっていますので、その辺も皆さんご協力して頂いて、利用状況調査をしっかりしていただきたいなとお思います。

議長 他何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 16 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案 16 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 報告第 6 号 「四万十町農業委員会の活動報告について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 6 号 「四万十町農業委員会の活動報告について」報告いたします。
令和 2 年度農業委員会活動状況の 4 月から 6 月について報告させていただきます。資料は、55 ページとなります。新型コロナウイルスにより色々な会議が延期、中止、書面決議となりました。4 月の総会は、初めて農業委員のみの出席で行われました。4 月 16 日、5 月 18 日、6 月 16 日に役員会を行っています。総会は、4 月 28 日、5 月 26 日、本日の 6 月 26 日となっております。人・農地プランの座談会が始まりました。6 月 9 日に藤ノ川、八千数、親ヶ内。大正地域では、下岡。6 月 12 日に大正中津川。6 月 23 日に南川口、天ノ川、秋丸。6 月 25 日に下呉地、替坂本の座談会が開かれました。委員の皆さんには、農作業でお忙しい中、出席いただきありがとうございます。窪川地域では、この後毎週火曜日、木曜日に開いていく予定です。担当地域の座談会があるときは、ご案内させていただきますので、よろしくお願い致します。以上、4 月から 6 月までの活動の主なものを報告させていただきました。

議長 報告第 6 号について事務局の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑はありませんか。

2 番 人・農地プランの座談会には農業委員会からも職員は出ているのですか。

事務局 職員は 3 名とも。昨日は地区が少なかったのが 1 人でした。座談会の職員は、農林水産課から 2 名、農業委員会は、今は始まりなのでみんなで行っています。地域の農業委員さん推進委員さん、農協の職員、県の普及所からも来てもらって、班に分かれて進めております。

2 番 時間帯は、何時から何時ごろまでですか。

事務局 今、晩の 6 時半から 7 時半か 8 時ぐらいまでやっています。

2 番 スムーズに出来ていますか。

事務局 窪川地域の話になって申し訳ないのですが、大きな地図に 75 歳以上の人をピンクで塗って、その他の 74 歳から下の人は緑のままで、農地を確認して作れない農地は無いかというところで、主にピンクの所 75 歳以上だったら、あと 5 年で 80 歳超えてきたら厳しいので、その農地は誰が作っていくのかという事を集落の人と話をし、現状を集落の人に分かってもらう。その後、集落の問題点とか今後どうやっていくかの予定、方向性などを話してもらっています。

2 番 農業簿記の講習が 5 月 15 日と 6 月 19 日に行われていますが、これは毎月実施ですか。

事務局 毎月ではないです。

2 番 参加されいている方は、どうやって募集しているのですか。

事務局 だいぶ前から農業簿記の会をやっていて、それに参加していた方が講師の方を呼んで月 1 回か 2 ヶ月に 1 回か日を決めてやっている感じです。農業委員会が依頼をしているわけではないです。場所の提供とか今まで農業委員会がメインでやっていたのですが、途中から事業の絡みから変わって、講師代などは、参加している方で賄っています。

2 番 現在何名いますか。

事務局 18 名です。

2 番 10 年位前からやっていますか。

事務局 やっています、その頃は来てもらっても負担はなかったのですが、今は、来てもらっている方が、講師代を割って払ってるそうです。

2 番 新規の方はいないのですか。

事務局 この前 1 人おりました。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第6号「四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第11「その他」の件について議題とします。
私の方から1点。四万十町総合振興計画審議委員を太田委員に引き続きやっていたきたいのと、四万十町中山間地域等直接支払制度基準等検討委員に竹内委員に引き続きやっていたきたいということで、お二人には、承認を頂いておりますので、皆さんご承認いただけますでしょうか。引き続きよろしくお願いたします。

事務局 続きまして、事務局から。

事務局 農業委員会では、毎年7月から8月にかけて、農地法第30条の規定に基づき、町内すべての農地に対して「農地利用状況調査（農地パトロール）」を行うこととされています。

この農地利用状況調査は、地域の農地利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見について、重点的に取り組むことを目的とされ実施されます。特に、遊休農地の発生防止・解消にあつては、その再利用に向けた取り組みを勧めることが重要とされています。農地利用状況調査については、委員の皆様には毎年ご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。

それでは調査方法についてご説明します。お配りしました、「令和2年度農地利用状況調査等にあつて」をご覧ください。

まず、調査期間ですが、昨年と同じ期間ですが7月から8月末の間に実施していただきますようお願いたします。また、調査が完了次第、調査書の提出・報告をお願いたします。調査結果により、そのあと「利用意向調査」の実施が必要な場合がありますので、お早めに報告いただければ、利用意向調査に取り掛かることができますのでよろしくお願いたします。また、利用意向調査については、対象者には後でご説明します。次に、調査の内容についてですが、各委員さんの担当区域全ての農地について調査をお願いたします。調査のポイントとしまして、①の「遊休農地」の調査をお願いたします。遊休農地がありましたら、お配りしています「利用状況調査業務日誌（調査票）」に記入してください。記載例のように、わかる範囲で大字、字、地番、地目等を調べていただき、所有者、荒廃等の状況を記載例のようにご記入お願いたします。遊休農地の位置づけとは、遊休農地はA分類とB分類に分類されます。

A分類とは、「再生利用が可能な荒廃農地」とされ、判断基準とし「過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も所有者等による農地の維持管理（草刈・耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地」となります。年1回程度草刈をして管理していると思われる農地は、A分類に該当しませんので、農地の状況によりご判断をお願いたします。

B分類とは、「再利用が困難と見込まれる荒廃農地」とされ、「森林化し、農地に復元する為の、物理的な条件整備が著しく困難な農地、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれる農地」となります。以前B分類とされた農地については、基本的には変わることは少

ないと思われます。

このことを踏まえて、現地確認の上、A分類・B分類を判断してください。

また、これまでの調査でA分類となった土地については、今回の調査でも必ず状況を確認するようにお願いします。また、遊休化の恐れがある農地についても、今後のため把握をしておいていただきたいです。また、②農地法第3条・利用権設定の許可のあった農地の利用状況、③違反転用については、確認できる範囲でお願いします。いずれも基本的に耕作されているなら問題ないと思います。

また、この調査票には、A分類、B分類の農地のみご記入ください。また、調査の結果、A分類・B分類とも無い場合、調査書の提出は不要ですが、必ず農業委員会までその旨をお伝えください。その他、農地の状況等でなにかありましたらご連絡をお願いします。

配布資料についてですが、利用状況調査業務日誌（調査用紙）、記載例、該当する方のみ昨年度までにA分類とした農地一覧と、B分類一覧をお配りしています。また、図面は昨年お配りしましたものを使ってください。

次の利用意向調査についてですが、今回調査の結果、A分類となった農地について、今後の活用意向を確認する取り組みとなります。意向調査の方法等については、該当農地だけとなりますので、該当する委員さんに別途ご説明させていただきます。

また意向調査は、令和3年1月末までにその農地の所有者等に意向を確認し、調査書を提出することとなります。その農地の利用意向を確認し、遊休農地の状態が解消、あるいは所有者等が中間管理機構等へ貸し付けの意向を示す等していない場合は、固定資産税の課税強化される場合もあります。

以上簡単ではありますが説明を終わります。委員の皆様にはご苦勞おかけしますが、農地利用状況調査等ご協力よろしくをお願いします。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和2年度四万十町農業委員会6月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分